

## 和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成20年7月8日(火)午後1時30分から午後4時30分まで

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

### 第3 出席者

(委員)

板橋孝志, 梅原清子, 奥村申二, 古賀栄美, 中村昭子, 船越保夫,  
古谷禎一, 松原敏美, 松本哲泓, 松本雅博, 山崎徳子

(欠席者) 松本直起

(五十音順, 敬称略)

(事務担当者又は庶務)

成川地裁刑事部総括裁判官, 末次首席家裁調査官, 倉田首席書記官,  
福本地裁刑事首席書記官, 小鹿野事務局長, 木村総務課長,  
望月総務課課長補佐

### 第4 議事

【発言者 / : 委員長, : 1号委員(学識経験者), : 2号委員(弁護士),  
: 3号委員(検察官), : 4号委員(裁判官), : 事務担当者又は庶務】

#### 1 開会

#### 2 委員長あいさつ

#### 3 委員の紹介

#### 4 前回委員会の意見に対する当庁の取組

- (1) 申立書の記載場所を書記官室内に配置できないのかという指摘について  
部屋の広さの関係から, 室内での記載場所の確保は困難である。しかし,  
記載場所の温度や明るさなどについては気を付けるようにしている。
- (2) 申立書のひな形がホームページに掲載されているのかとの質問について

申立書のひな形は裁判所のホームページに掲載されている。質問があればそのように回答しているし、今後も機会を見て広報を続けていく。

- (3) 家事手続案内をしていることをもっと広報すべきであるとの指摘について

今後とも家事の手続案内を行っていることは広報していく。

- (4) 家事書記官室へ絵を飾れば雰囲気が和むのではないかとの指摘について  
調停室には絵を飾って雰囲気が和むようにしているが、書記官室は職員の執務室なので、飾りを施すのは相当でないと考えている。

- (5) 裁判所へ行く際に裁判所外に案内板があれば分かりやすいとの指摘について

裁判所の費用で外部に案内板を設置することは予算の都合や制約等があり実現しなかった。一度関係機関に設置を依頼し断られた経緯があるが、機会を見て再度依頼する。

- (6) 庁舎内の案内を分かりやすくしてほしいとの指摘について

前回委員会以降、各玄関と各階段ごとに大きな庁舎案内図を設置した。

- (7) 自転車置き場が一杯で置きっぱなしの状態に見えたとの指摘について

不要な自転車は撤去すべく動いている。

- 5 裁判員制度DVD（裁判員制度のワンポイント解説，審理に臨むに当たっての留意点，模擬裁判）上映

## 6 意見交換等

- (1) 模擬評議

裁判員制度DVDの審理部分を見た後、地裁刑事部総括裁判官を裁判長役，法曹委員2人を裁判官役，1号委員6人を裁判員役として，模擬評議を実施した。

評議の時間が十分とれず，体験するという程度で終わったが，恐喝罪と傷害罪が成立し，刑は執行猶予付きとするという結果であった。

- (2) 裁判員制度についての意見交換

裁判員は、できることならやりたくないというのが本音であるが、選ばればやる。結論が出るまですごく悩むだろうし、結論が出た後でも、それで終わりでは済まないと思う。何年か後まで自分の出した結論が本当に正しかったのかという気持ちを引っ張っていくと思う。非常に重い。しかし、自分が携わった裁判がそのまま確定したのか、あるいは上級審でどんな判決が出たのか知りたい。そういう機会があれば、気持ちがおさまると思う。

冷静に証拠から判断する重要さを、今日模擬評議をして知った気がする。流れの中でどちらが自然かという判断をするのは推測が入るので、大変さを感じる。

人が亡くなった事件に当たったときに、遺族感情や事実の重さに直面して、自分が事実認定などをきちっとできるのかすごく心配である。

裁判員制度が導入されると厳しい判決がたくさん出るという意見もあるが、私が心配なのは、むしろそういうことよりも自分がどういう事件に当たるかということである。

この委員会でも、活発な議論にならないのに、くじで当たった人たちではどのような議論になるのか不安がいっぱいである。

裁判員制度という言葉はこれまでも耳にしているが、模擬とはいえいざ自分が体験してみると、今まで考えていなかった難しさを実感する。その機会が一般の方にもあれば、裁判員制度を知ってもらえるよい機会になると思う。

今日は時間がなかったが、評議の最終の結論は、話をしていく中で決まっていけるのではないかと思う。

今日は死刑か否かというような事件ではなかったので考えやすかったが、死刑か否かの判断は難しいし、自分にはできないと思う。そういう難しい判断を裁判員制度の中で取り上げる必要があるのか。もう少し軽い事件に関わることから始めた方がいいのではないかと思う。

それと、世間では裁判員になったら大変だという受け止め方がされていると思うが、制度導入のメリットなどをもっともっと世の中に知らせることも

必要だと思う。

今日の模擬評議の中で、自分自身相当に揺れた。その中で自信を持って手を挙げられなかったので、被害者に申し訳ないという気がした。ただ、今日はDVDを見ての模擬評議だったことと、事件がものすごく重いものでなかったことから、若干ゲーム感覚だった。本番はもっと重い部分を引きずるのだろうと思った。

救いは9人で決めたことだった。責任逃れというか、救われる面と逃げてしまう部分があり、ちょっと複雑な感じを受けた。

皆さんが評議においてすごく悩み、いろいろ考えて、重い責任感を持ってやると言ってくれていたことは、すごく安心できる材料だと思った。

皆さんがいろんな観点からいろんな疑問を持っていることがよくわかり、疑問点を解消するにはどんなに大変なのかということをも身をもって実感することができた。いい勉強になった。

今日の模擬評議の事件では、被告人を弁護するのであれば恐喝罪と主張するが、裁判員の立場で見ると強盗罪が成立するかもしれないと思った。こういう個人の自由を奪ったりする刑事裁判に一般の人が入る制度は司法の大変革であるのは確かだと思う。この大変革が成功するのかどうかというのは、これからなんだろうと思う。何年後かにこの制度がどうなっているのかというのは、一方で心配だが、一方で、非常に希望がある。

評議は難しい。専門家としての観点から考えていると、一般の方とは論点がかみ合わない。ちゃんと整理して裁判員の意見をもらわないと議論は煮詰まっていけない。そのための準備が必要であると思った。

どうして精神的に負担の大きい重大な事件から裁判員制度を始めるのかという意見をよく聞く。負担を感じるのは当然である。しかし、国民が一番関心を持つ事件でなければ、国民が参加する意味がない。

裁判員制度は9人で判断するものなので、徹底的に協議をして、みんなが納得して結論を出せば、精神的負担は9分の1になるし、納得した結論を

出せれば、それが一番精神的負担を軽くする理由だろうと思う。

また、民主主義では、国がよくなるためには立法でも行政でも国民が負担をしなくてはならない。司法でも国民はそういう負担をある程度しなくてはならない。しかし、行き過ぎた不合理な負担まで負う必要はないから、それは裁判所が考えて減らしていく。

裁判員制度は、民主主義と結びついた制度であり、参加した人が司法に関心を持ち、それが治安などいろんな面への関心につながって行って、国をよくするという意識を国民1人1人が持つということになってくれば、この制度は成功したということになると思う。

7 次回委員会の開催日時

平成21年2月4日(水)午後1時30分から開催することが決定された。

8 次回委員会の意見交換テーマ

次回のテーマについては、追って決定することとされた。

9 閉会(午後4時30分)